

釧路湿原自然再生協議会 ニュースレター **News Letter**

<http://www.kushiro-wetland.jp/>

No.2

編集・発行:釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

※都合により、掲載できません。

contents

釧路湿原自然再生全体構想 について議論されました

- 協議会スケジュール(案)
- 小委員会の設立について
- 釧路湿原自然再生全体構想について
- 第2回協議会で議論された内容

【第2回協議会 開催概要】

平成15年1月に施行された「自然再生推進法」に基づき、これまで釧路湿原で実施されていた自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、農林水産省、環境省、国土交通省及び地元住民、NPO、地方公共団体、学識経験者が一体となり、平成15年10月に「釧路湿原自然再生協議会」が設立され、第2回目となる協議会が平成15年12月19日(金)に釧路市観光国際交流センターで開催されました。参加者数は構成員106名のうち75名で、その他一般の方も多数参加されました。

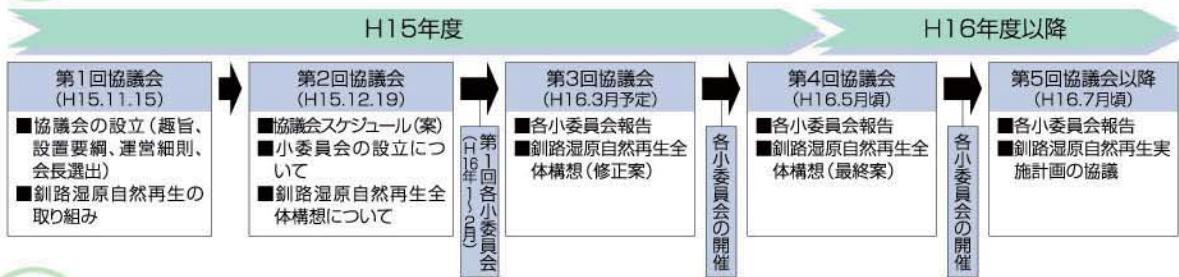
会議では、6つの小委員会(湿原再生、旧川復元、土砂流入、森林再生、水循環、再生普及)の目的、委員構成(案)が示され、さらに、「釧路湿原の河川環境保全に関する提言(国土交通省)」及び「釧路湿原自然再生事業に関する事務会合~8つのポイント(環境省)」をもとにまとめられた「釧路湿原自然再生全体構想」の骨格が示され、今後の全体構想の考え方について議論がなされました。

▲釧路湿原と雄阿寒岳



釧路湿原自然再生全体構想について議論されました。

釧路湿原自然再生協議会スケジュール(案)



小委員会の設立について

6つの小委員会(湿原再生小委員会、旧川復元小委員会、土砂流入小委員会、森林再生小委員会、水循環小委員会、再生普及小委員会)の委員構成と目的は以下の通りです。

1 湿原再生小委員会

【委員構成】

個人:16名、団体:8名、オブザーバー:5団体、関係行政機関:5機関 計34名

【目的】

湿原の再生(野生生物の生息環境修復を含む)に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等について協議する。

【これまでの検討概要】

●湿原の再生

- ①相対的に地下水位を回復することにより湿原を再生
- ②広里地区的自然再生

●湿原植生の制御

- ③雪裡樋門地区:湛水によって地下水位を上昇させ湿原植生への影響を把握する。

2 旧川復元小委員会

【委員構成】

個人:11名、団体:10名、オブザーバー:3団体、関係行政機関:3機関 計27名

【目的】

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等について協議する。

【これまでの検討概要】

●蛇行する河川への復元

- ⑧釧路川本川茅沼地区(約2km)について旧川復元試験地として実施する。
- ⑨この試験結果を踏まえ、以下の支川の河川区域内河道についても可能な限り蛇行した河道に復元する。

・幌呂川・雪裡川・ヌマオロ川・オソベツ川

3 土砂流入小委員会

【委員構成】

個人:10名、団体:7名、オブザーバー:3団体、関係行政機関:6機関 計26名

【目的】

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等について協議する。

【これまでの検討概要】

●水辺林・土砂調整地による土砂流入の防止

- ⑩水辺林・緩衝帯による土砂流入防止対策
- ⑪土砂調整地による土砂流入防止対策

●河道の安定化対策

4 森林再生小委員会

【委員構成】

個人:15名、団体:10名、オブザーバー:5団体、関係行政機関:8機関 計39名

【目的】

森林の再生(野生生物の生息環境修復を含む)に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等について協議する。

【これまでの検討概要】

●植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上

- ⑫流域の土砂採取跡地などの裸地や荒廃地及び放置されている作業用の道路などへの植林などを行う。

●野生生物の生息・生育環境の保全

5 水循環小委員会

【委員構成】

個人:13名、団体:7名、オブザーバー:5団体、関係行政機関:8機関 計33名

【目的】

水質、地下水の動態把握・評価、湖沼の再生(野生生物の生息環境修復を含む)等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等について協議する。

【これまでの検討概要】

●水環境の保全

- ⑬河川水の保全

●地下水の保全

●水質の保全

●流域水循環

●水環境の調査

●野生生物の生息・生育環境の保全

6 再生普及小委員会

【委員構成】

個人:18名、団体:19名、オブザーバー:5団体、関係行政機関:10機関 計52名

【目的】

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等について協議する。

【これまでの検討概要】

●環境教育の推進

●湿原景観の保全

●自然再生への市民参加の推進

●保全と利用の普及啓発

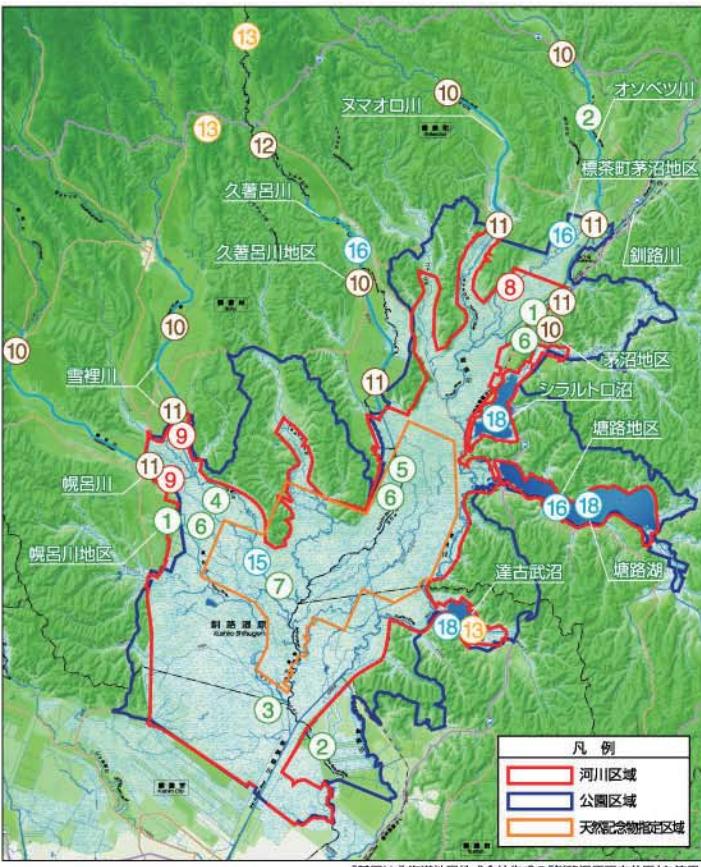
(ワーキンググループ)

- ・釧路湿原環境教育ワーキンググループ

・釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップ作成ワーキンググループ

・釧路川カヌー利用ガイドライン策定ワーキンググループ

・釧路川におけるトイレのあり方検討会



【基図は北海道地図株式会社作成の「釧路湿原国立公園」を使用】

釧路湿原自然再生全体構想について

「釧路湿原自然再生全体構想」の骨格（背景・経緯、釧路湿原再生の意義・目的・基本的な考え方、対象区域、目標、目標達成のための施策等）が示されました。

【釧路湿原自然再生全体構想の構成とその背景】

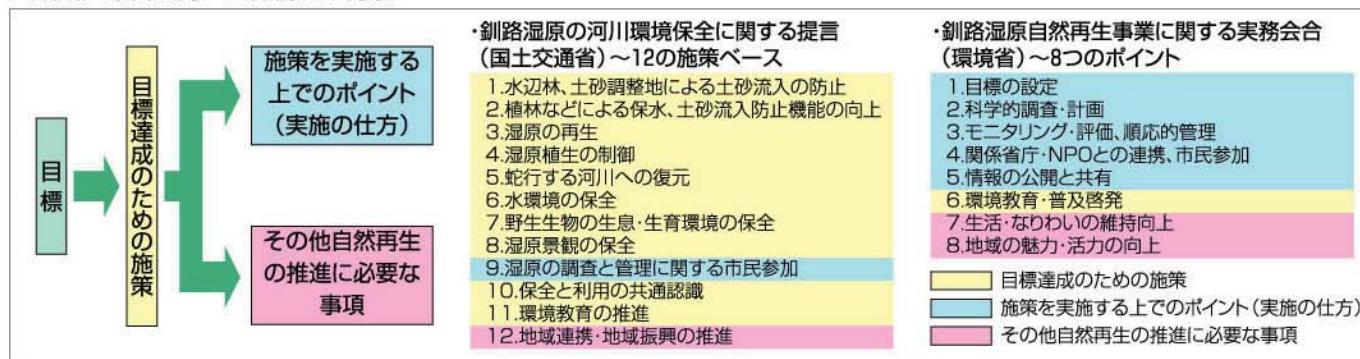
■自然再生推進法で定める事項

- 自然再生の対象となる区域
- 自然再生の目標
- 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- その他自然再生の推進に必要な事項

■釧路湿原自然再生全体構想の骨格

- 1.背景、経緯
- 2.釧路湿原自然再生の意義・目的、基本的な考え方
- 3.対象区域
- 4.目標
- 5.目標達成のための施策
- 6.施策を実施する上でのポイント（実施の仕方）
- 7.その他自然再生の推進に必要な事項
- 8.釧路湿原自然再生協議会に参加する者の氏名及びその役割分担

■釧路湿原自然再生全体構想の背景



【釧路湿原自然再生全体構想の骨格】

1.背景、経緯

- 釧路での動向
- 釧路湿原保全に関する過去の取組み
- 釧路湿原の近年の急激な環境変化（日本での動向）
- 河川法改正
 - ・釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会
- 新・多様性国家戦略
 - ・環境省釧路湿原自然再生事業に関する実務会合
- 自然再生推進法
 - （世界での動向）
- 環境関連の会議等
 - ・地球環境サミット（1992年リオデジャネイロ、2002年ヨハネスブルク）
 - ・生物多様性条約
 - ・ラムサール条約第8回締約国会議（2002年）決議16「湿地復元の原則とガイドライン」

2.釧路湿原自然再生の意義・目的、基本的な考え方

- 我が国最大の湿原（国立公園）
- 我が国初のラムサール登録湿地
- 釧路湿原が有する様々な機能
- 今ある良好な自然の保全と傷ついた自然の再生
- 自然の再生とは、何かを造るのが目的ではなく、自然に対する悪影響を取り除くことによって、自然が自らの力で回復していくことを手助けするもの。
- 釧路湿原を次世代へ継承
- 保全と再生の取組みを世界へ発信

3.対象区域

- 釧路湿原が直面する課題～湿原の環境変化
- 流域全体の視点

4.目標

- 長期的目標
 - ・釧路湿原の環境が急激に変化する1980年以前の湿原状態に戻す

●当面の目標（今後20～30年で取組むべき目標）

- ・2000年状態の湿原を維持
- ・流域及び河川からの負荷を少なくとも概ね20年前の水準に戻す
- ・これ以上の湿原の減少・劣化を防ぐとともに人為により消失した湿原を再生させることにより現状の湿原の面積・状態を総量として維持

5.目標達成のための施策

- （流入負荷量対策、湿原総量維持のための施策）
- 流域からの影響を強く受けバッファでの対策
- 流入負荷などの発生源への対策（ソフト的施策）
- 環境教育の推進
- 保全と利用の普及啓発

6.実施する上でのポイント

- [調査・事業の進め方]
- 目標の設定
- 科学的調査・計画
- モニタリング・評価・順応的管理
- [事業推進の仕組み]
- 関係省庁・NPO等との連携、市民参加
- 情報の公開と共有

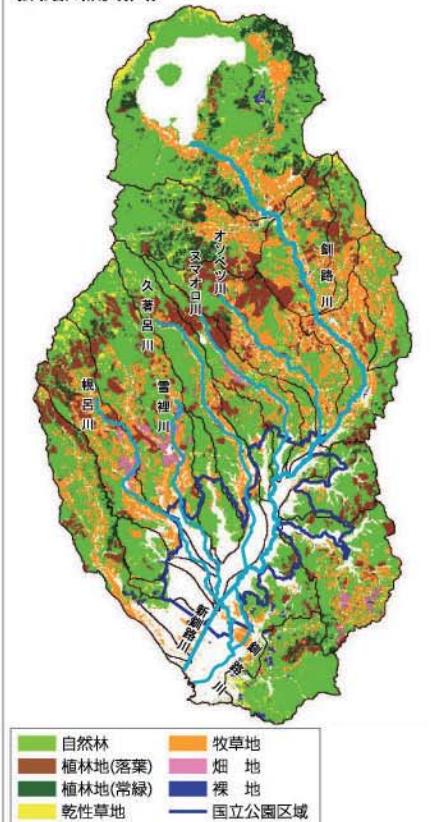
7.その他自然再生の推進に必要な事項

- [自然再生と地域・生活とのかかわり]
- 生活・なりわいとの維持向上
- 地域の魅力・活力の向上、地域連携・地域振興の推進

8.釧路湿原自然再生協議会に参加する者の氏名及び役割分担

- (1)協議会の組織構成
- (2)構成員と所属小委員会

（釧路川流域図）



第2回協議会で議論された内容

■オブザーバーの追加について

王子製紙株式会社は当協議会で検討する対象区域内に約6,400ヘクタールの社有林を所有し、維持管理をしているなど、協議会設置要綱第5条第1項第2号のオブザーバーの要件にある協議事項とのかかわりが深く、事務局より協議会への参加が提案され、承認されました。

■小委員会の設立について

「湿原再生小委員会」、「日川復元小委員会」、「土砂流入小委員会」、「森林再生小委員会」、「水循環小委員会」、「再生普及小委員会」の目的、委員名簿(案)について事務局より説明が行われました。

・小委員会の中には約60名で構成するものもあり、実際に機能を発揮できないこともあるかと思うので、小委員長を決め、さらに小委員会の中で、ある問題に関してワーキンググループをつくり、こまめに議論をしてまとめていくという方法もそれぞれの小委員会で考えていかなければならない。

■釧路湿原の自然再生全体構想について

事務局より全体構想の構成について、自然再生推進法で定める事項との関連を含めて説明が行われた。また、全体構想の骨格となる、背景・経緯・釧路湿原再生の意義・目的・基本的考え方・対象区域・目標・目標達成のための施策等について説明が行われました。

出席委員からの意見は次のとおりです。

・背景・経緯の中で地球環境サミットや生物多様性条約、ラムサール条約にある湿地復元の原則とガイドラインの要旨、また、「自然」や「再生」の基本的な概念など、全体構想の骨格に関連する資料を委員に配布提供してほしい。

・会議資料に記載されている各小委員会の目的などは、小委員会の中で再度検討していくことも必要である。

・委員会でいろいろな材料を出し合って検討していく結果、委員会に各種データが蓄積されていくと思うが、このデータを必要とするグループ、研究組織等があった場合、データ公開の対応を考えておく必要がある。

- ・協議会または小委員会自体、公開が原則になっており、資料等のデータも公開していくと考えられるのではないかだろうか。しかし、データの性格上、例えば未発表のデータなどで論文にもなっていないものを資料として使用する際には、自由に使われては困る場合もあることから、ケースバイケースで考えていく必要がある。
- ・希少種の生息域の情報などは慎重に扱う必要があるが、基本的には公開を考えている。今後、再生普及小委員会などで情報公開のあり方を検討し、何らかのルールづくりを進めてはどうか。
- ・今残っている自然をいったん壊してしまうと完全に戻すことはできないし、ある程度回復するにも時間とコストが必要となる。その周りで傷ついた自然の再生・修復を進めていく、全体として良好な生態系のかたまり、範囲を広げていくという考え方が必要ではないか。
- ・自然再生事業の対象区域は釧路川流域とすることが大切であり、それぞの事業の検討を進めていく上で、相互にうまく連携を図り、全体として何らかの効果が上がるような取り組みをすることが大切である。
- ・この自然再生事業の取り組みが、かえって自然を壊さないように、細心の注意を払って工夫しながらやっていくことが大事なポイントである。
- ・自然再生区域は流域全体を勘案することが重要であり、釧路川流域委員会の検討も含めて情報交換をしていく。

■その他

・釧路湿原の自然再生全体構想の骨格というのは、非常に大事な内容を持っていると思う。事務局からの提案に基づいて、提案・意見を協議会の場に誰でも提出できるような措置をとってもらいたい。(会議資料の事前送付など)

・ホームページ上にて協議会の模様を動画で見られるように、試験的にやっていきたいと考えている。

・今後の協議会開催のお知らせと出欠の確認方法については、電子メールでもお知らせていき、出欠の返事はホームページに知らせていたくようと考えている。

・協議会の資料については、HPを活用するなどして予め御覧いただけるように工夫していきたい。

※都合により、掲載できません。

※都合により、掲載できません。

▲平成15年12月20日(土) 読売新聞 朝刊

※都合により、掲載できません。

▲平成15年12月20日(土) 釧路新聞

▲平成15年12月20日(土) 北海道新聞 朝刊

■資料の入手方法

協議会資料の閲覧・郵送を希望される方は電話・FAX・Eメールにて事務局まで御連絡ください。
なお、資料はホームページにて公開しております。

釧路湿原自然再生協議会ホームページアドレス <http://www.kushiro-wetland.jp/>

■ご意見募集

釧路湿原自然再生協議会運営事務局では皆様のご意見を募集しています。
電話・FAX・Eメールにて事務局まで御連絡ください。

釧路湿原自然再生協議会ニュースレター No.2

【編集・発行】釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

【連絡先】TEL(0154)23-1353 FAX(0154)24-6839

E-mail: info@kushiro-wetland.jp